

湘南鎌倉医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範

令和2年4月1日
湘南鎌倉医療大学 学長

湘南鎌倉医療大学は、学術研究の信頼性及び公正性を確保するとともに、研究活動を行う機関として社会的な責任を果たすため、本学の教職員を対象として以下のとおり行動規範を定める。

1. 教職員は、公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
2. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
3. 教職員は公的研究費における研究活動を誠実にを行い、研究に係るデータを厳重に取り扱うとともに、データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないことはもとより、それらに加担してはならない。
4. 教職員は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
5. 教職員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的研究費の使用に関する不正防止計画を踏まえて行動する。